福井県大雨被災事業者再建支援補助金
Ｑ＆Ａ

令和８年１１月１２日現在

【更新履歴】
・１１月４日（水）：初版策定　　「問１」～「問６」を追加
・１１月５日（木）：「問７」を追加
・１１月１２日（木）：「問１」に補足回答を追加

【お問合せ先】
福井県大雨被災事業者再建支援補助金　運営事務局
電話番号：０７７６―９７―６７７０
メールアドレス：info@fukui-saigai-shien.jp

（問１）被災車両の永久抹消登録証明書は必ず必要ですか。

（答）〇原則は、交付申請時に「永久抹消登録証明書」（「登録識別情報等通知書」の備考欄に「永久抹消済」の記載）が必要です。

〇交付申請時に廃車が完了していない場合においては、交付申請時には、自動車会社等からの任意様式による、廃車手続きを進めている旨を記載した書類でも可とします。ただし、実績報告時においては、必ず「永久抹消登録証明書」（「登録識別情報等通知書」の備考欄に「永久抹消済」の記載）が必要です。

〇被災車両を一時抹消で登録した場合は、その後廃車した場合においても、「登録識別情報等通知書」の備考欄に「永久抹消済」と記載されないことから、その場合は「解体届出の手続き完了のお知らせ」や「自動車検査証返納証明書」、「自動車リサイクルシステムでの、解体工程が完了していることが確認できる画面」等をご提出ください。

（問２）被災車両が中古市場に出回る場合でも車両の入替はできますか。

（答）〇中古市場に出回るもの（下取り）は、修理可能と判断されるため、入替による復旧は出来ません。部品等を買取りできる場合も含みます。

〇「一時抹消登録」の状態の場合は、下取りできるあるいは部品等が買取りできるものと判断されます。

〇修理可能でも入替を行いたい場合は、下取り等を行わずに廃車（永久抹消登録）する必要があります。この場合は、入替に要する費用は修理費用が補助対象経費の上限となります。

〇災害救助法適用時以降に、既に下取り等を行ってしまった場合は、廃車は不要です。ただし、入替に要する費用から下取り金を除きます。入替に要する費用から下取り金を控除した金額が補助対象経費となります。

なお、上記と同様に、入替に要する費用は修理費用が補助対象経費の上限となります。

また、保険金同様に、下取り金額が証明できる資料が必要となります。

（問３）リース品の修繕について、リース会社が修理する意思がないので、使用者自身が申請者として申請したいのですが、どうすればいいですか。

（答）〇様式１別紙１－２の（３）復旧計画の中に、例えば、「被災したユンボについては、リース品であるが、事業継続に必要不可欠な設備であり、リース会社（リース会社名：〇〇㈱、担当者：〇〇、連絡先：0776-〇〇-〇〇〇〇）が修理の意思がない（〇月〇日対面にて確認）ため、当社が申請者となる。」といった趣旨を記載ください。

（問４）写真が撮れない場合、どうすればいいですか

（答）〇既に復旧済みなどの場合には、様式第１別紙４の写真を張り付けるスペースに、復旧後の現状の写真に加え、被災状況を補足説明する文章などを記載ください。

〇設備等を既に処分済みの場合、様式第１別紙４の写真を張り付けるスペースに写真がとれない理由（例. ９月１日に既に廃車処分したため）を記載ください。
〇併せて、車両の場合は「永久抹消登録証明書」、設備の場合は処分してもらった業者に任意様式で処分証明書を作成してもらってください。

（問５）パソコンが浸水して、中のソフトウェアも使えなくなってしまったのですが、パソコンは対象外との記載がありますが、ソフトウェアは対象となりますか

（答）〇ソフトウェアについては、事業専用であり、資産計上されていれば対象とします。例えば、CAD ソフトや受発注管理ソフトなど、事業専用と認められるソフトは対象としますが、word・excel などの office ソフトなどは汎用性があるソフトであるため対象外となります。

（問６）中古車の場合は、金額に関わらず、２者以上の見積書が必要とありますが、被災直後に既に購入してしまった場合でも２者以上の見積書は必要ですか

（答）〇公募要領の別添資料「福井県大雨被災～における車両の復旧の関する取り扱いについて」の２ページ「３ その他 （２）」に記載のとおり、交付申請時に支払い済みの場合は必要ありません。

（問７）商工会・商工会議所からの「申請時確認書」について、申請書類関連をいつまでに商工会・商工会議所に提出すれば発行できますか

（答）〇商工会・商工会議所からの「申請時確認書」の発行を受けるには、**原則、１２月１１日（金）まで**に商工会・商工会議所に申請書類関連をご提出ください。
なお、上記期日にどうしても間に合わない場合は、事前に商工会・商工会議所に必ずご相談ください。